

事業者各位

一般社団法人山口県労働基準協会
防府・山口支部山口事務所

職長・安全衛生責任者教育開催のご案内

労働安全衛生法第60条の規定により、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育（職長教育）を行わなければならないこととされています。

また、労働安全衛生法施行令の改正により、令和5年4月1日より、職長教育が必要となる業種に、これまで対象外であった「食料品製造業（うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わっております。

そのため、当協会では職務の関連が強い職長と安全衛生責者の教育を一体とした講習を、下記のとおり開催いたしますので、この機会に是非受講いただきますようご案内いたします。

なお、必要に応じて「職長教育のみ」又は既に当協会での職長教育受講者は、受講時期（平成18年3月31日以前又は平成18年4月1日以降）によって「危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関する教育」（「リスクアセスメント教育」）・「安全衛生責任者教育」を選択受講することができますので、「教育日程・時間割表」でご確認いただき受講申込書にご記入ください。

記

1. 開催日及び開催場所

令和6年11月27日(水)・28日(木)

山口市小郡ふれあいセンター 2階集会室（山口市小郡下郷1440-1）

2. お申込受付開始日

令和6年10月9日(水) 午前9時00分から

3. 受講定員

30名（定員になり次第、締切りとさせていただきますのでご了承ください。）

4. 受講料及びテキスト代

受講区分		受講料	使用テキスト
A	全科目受講(14時間)	会員(16,500円) 非会員(18,700円)	① 職長の安全衛生テキスト ② 安全衛生責任者の実務必携
B	職長教育のみ受講(12時間)	会員(13,200円) 非会員(15,400円)	① 職長の安全衛生テキスト
C	リスクアセスメント教育及び安全衛生責任者教育のみ受講(6時間) (平成18年3月31日以前の職長教育受講者)	会員(8,800円) 非会員(11,000円)	① 職長の安全衛生テキスト ② 安全衛生責任者の実務必携
D	安全衛生責任者教育のみ受講(2時間) (平成18年4月1日以降の職長教育受講者)	会員(5,500円) 非会員(7,700円)	② 安全衛生責任者の実務必携

【テキスト代】 ① 職長の安全衛生テキスト 第5版 880円(税込)

② 安全衛生責任者の実務必携 第5版 770円(税込)

5. お申込方法等

受付開始日の午前9時00分からお電話でお申込みください。お電話でのお申込み受付後、

受講区分A・Bの方 お申込書はFAXでお送りください。ご郵送または窓口ご持参可。受講区分C・Dの方 お申込書はご郵送または窓口にご持参ください。FAX送信不可。

※1 申込書受領後、受講番号を記入した受講票をFAXまたは郵便でお送りいたします。(ご郵送ご希望の場合お申し出ください。)お支払いは、受講票または請求書がお手元に届いた後に、お振込み等をお願いいたします。

※2 受講を中止・欠席された場合でも、原則として既納の受講料はご返金できません。

6. お申込先

(一社) 山口県労働基準協会防府・山口支部山口事務所
 〒753-0051 山口市旭通り2丁目9-19 山口建設ビル2階

TEL 083-925-1430
 FAX 083-925-2282

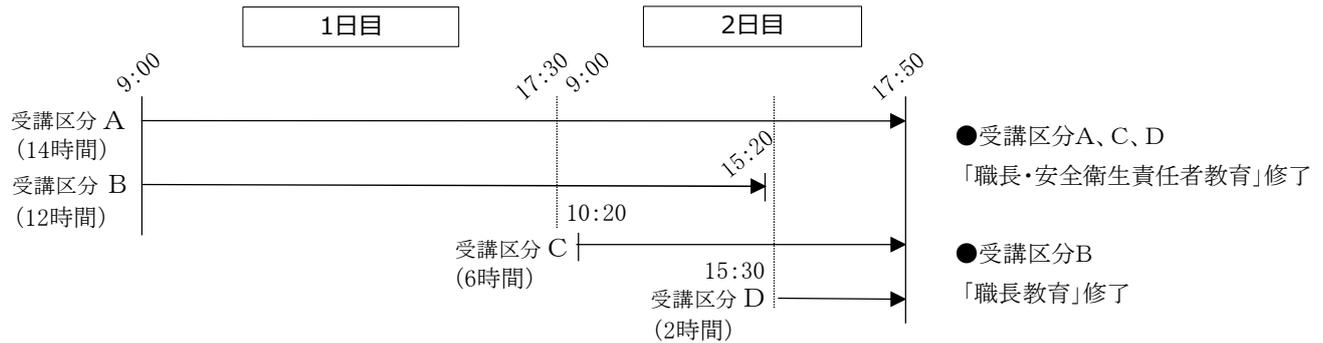
7. お振込先 ※恐れ入りますが、振込手数料はご負担願います。

山口銀行山口支店 普通預金 6572179 シヤ)ヤマグチケンロードウキジュンキョウカイ

8. その他

- 1) 所定時間受講された方には、修了証を交付いたします。
- 2) 既に当協会で「職長等教育修了証」を取得されている方で、今回「安全衛生責任者教育」を受講された方には、新たに「職長・安全衛生責任者教育修了証」を交付いたします。

9. 教育日程・時間割表



1 日目

区分	開始・終了時刻	教育科目	教育内容	法定時間
A	9:00～ 9:10	オリエンテーション		—
	9:10～11:20	作業方法の決定と労働者の配置に関すること	・作業手順の定め方 ・労働者の適正な配置の方法	2時間
	11:30～12:30 13:10～14:40	労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	・指導及び教育の方法 ・作業中における監督及び指示の方法	2時間30分
	14:50～16:20	異常時における措置に関すること	・異常時における措置 ・災害発生時における措置	1時間30分
	16:30～17:30	現場監督者として行うべき労働災害防止活動	・作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 ・労働災害についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	1時間

2 日目

※受講区分「C、D」の方は、講習開始時刻15分前に受付をすませて担当者の指示に従ってください。

区分	開始・終了時刻	教育科目	教育内容	法定時間
A	9:00～ 9:10	オリエンテーション		—
	9:10～10:10	現場監督者として行うべき労働災害防止活動	・作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 ・労働災害についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	1時間
A	10:20～11:20	危険性又は有害性等の調査及び結果に基づき講ずる措置に関すること (リスクアセスメント)	・危険性又は有害性等の調査の方法	4時間
B	11:30～12:30		・危険性又は有害性等の結果に基づき講ずる措置	
C	13:10～15:20		・設備・作業等の具体的な改善	
A	15:30～16:30	安全衛生責任者の職務等	・安全衛生責任者の役割	1時間
C			・安全衛生責任者の心構え ・労働安全衛生関係法令等の関係条項	
D	16:40～17:40	統括安全衛生管理の進め方	・安全施工サイクル ・安全行程打合わせの進め方	1時間
	17:40～	修了証交付		—

受講申込書印刷時のお願い

受講区分 C・Dで受講の方は既得の職長教育修了証（当協会交付のものに限ります）のコピーの貼付が必要になりますので、恐れ入りますが、次の4ページ目（申込書）と5ページ目（添付書類貼付欄）を1枚の用紙の両面（オモテ、ウラ）に印刷をお願いいたします。プリンターに両面印刷機能がない場合、お手数ですが、4ページ目か5ページ目のどちらか一方を先に印刷し、用紙を裏返してもう片方を印刷していただくと幸いです。

受講区分 A・Bの方は、添付書面がありませんので、4ページ目のみ印刷していただいても構いません。

のりつけ
(貼付部分)

*「C・D」区分の方

「職長等教育修了証」※当協会交付に限る

コピー貼付欄